## 納税証明書の取得に当たって

「やまなしパワー NEXT」の申請書類のうち、納税証明書(未納がないことの証明)について、円滑に取得いただけるよう取得方法や留意点を記載したので、確認をお願いします。

なお、時季に応じて、請求・交付窓口によっては、非常に混雑する可能性があります ので、余裕を持った手続をお願いします。

## 1 国税に未納がないことの証明

(1) 取得方法(書面による請求の場合)

「納税証明書交付請求書」に必要事項を記入し、所轄の税務署から取得してください。

- ① 「証明書の種類」欄
  - ・法人・団体の場合は、「その3の3」を選択してください。(「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納税額がないことの証明となります。)
  - ・個人事業主の場合は、「その3の2」を選択してください。
- ② 「証明書の使用目的」欄
  - ・「その他」を選択し、(やまなしパワー申請) と記入してください。
- (2)請求・交付窓口
  - ○甲府税務署

〒400-8584 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎 055-254-6105 (代表)

○山梨税務署

〒405-8585 山梨市上神内川 738 番地 0553-22-1411 (代表)

○大月税務署

〒401-8502 大月市御太刀 2 丁目 8 番 10 号 大月地方合同庁舎 0554-22-3151 (代表)

○鰍沢税務署

〒400-0693 南巨摩郡富士川町鰍沢 1502番の1 0556-22-3191 (代表)

- (3) 留意点
  - ① 取得には、手数料(収入印紙)が必要となります。 書面で請求される場合の手数料は、1枚につき400円です。
  - ② 書面請求ではなく、オンラインによる請求も可能です。 書面による請求に比べ、手数料が370円と安価になり、受取までの時間が短くなるメリットがあります。
  - ③ その他、請求方法や請求する際に必要なものなどの詳細については、国税庁の

ホームページ等で確認をお願いします。

国税庁ホームページ:

税の情報・手続・用紙>納税・納税証明書手続>納税証明書及び納税手続関係> [手続名]納税証明書の交付請求手続

(URL)

http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm

## 2 県税に未納がないことの証明

(1) 取得方法

「やまなしパワー」申請用の「納税証明書交付請求書」に必要事項を記入し、次に記載した「請求・交付窓口」から取得してください。個人が申請する場合は「個人用」、法人・団体が申請する場合は「法人用」の請求用紙を使用してください。

- ① 取得には、<u>1通につき400円の「山梨県収入証紙」(収入印紙とは異なります。)が必要になります。事前に、山梨中央銀行本・支店等、指定の販売所で購</u>入をお願いします。
  - ※山梨県収入証紙の販売場所は、以下の「山梨県収入証紙について(販売場所)」 からご確認ください。

(URL)

http://www.pref.yamanashi.jp/sui-kai/92858620979.html#hanbaibasho

- ② 窓口に来られる方(請求者、法人・団体の場合は受任者)の本人確認をさせていただきますので、運転免許証などを持参してください。
- (2)請求・交付窓口
  - ○総合県税事務所

〒406-8601 笛吹市石和町広瀬 785 東八代合同庁舎 055-261-9112、055-261-9113

○県庁税務課分室

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号 県庁北別館 4 階 055-223-1386

〇中北地域県民センター 総合窓口

○峡東地域県民センター 総合窓口

〒404-8601 甲州市塩山上塩後 1239-1 (東山梨合同庁舎内) 0553-20-2701

○峡南地域県民センター 総合窓口

〒400-0692 南巨摩郡富士川町鰍沢 771-2 (南巨摩合同庁舎内) 0556-22-8131

○富士・東部地域県民センター 総合窓口

〒402-0054 都留市田原三丁目3番3号(南都留合同庁舎内) 0554-45-7839

## (3) 留意点

- ① 申請の直近15日以内に納付した税金がある場合は、電子システムで納付が確認できないことがあるため、必ず領収書の原本を持参してください。
- ② 窓口の取扱時間は、午前8時30分から午後5時15分までですが、大変混雑することが予想されますので、余裕をもってご来所ください。

また、地域県民センターの窓口では、納税証明書交付端末が1台しかなく、パスポート申請の窓口も兼ねているため、長時間お待ちいただくこともありますので、ご承知ください。

時季によっては、請求が集中することも予想されますので、早めの請求をお願いします。

- ③ 待ち時間短縮のため、請求書への事前記入にご協力ください。
- ④ 県庁構内は駐車場が少なく、混雑時はご不便をおかけするため、来庁の際は出来るだけバス・電車等の公共交通機関のご利用をお願いします。
- ⑤ 行政書士がまとめて請求される場合は、可能な限り翌日以降の交付にご協力を お願いします。

[県税に未納がないことの証明に関する問い合わせ先] 山梨県総合県税事務所 総務管理課 管理担当 055-261-9112、9113